

**福田俊彦**

**短答合格塾**

**民法 1 Vol.1**

辰巳専任講師・弁護士

**福田 俊彦 先生**

---

**辰巳法律研究所**

---

# 《目 次》

## ■ 総則 ■

H 22-9 (付合と従物) 正答率87%	1
H 19-1 (意思表示) 正答率92%	5
H 21-4 (虚偽表示と第三者) 正答率81%	9
H 29-4 (虚偽表示) 正答率91%	13
H 20-5 (錯 誤) 正答率83%	17
H 24-3 (錯 誤) 正答率86%	21
H 26-2 (詐欺・強迫) 正答率91%	25
H 25-4 (表見代理) 正答率94%	29
H 24-5 (無権代理) 正答率89%	33
H 18-33 (無権代理と相続) 正答率92%	37
H 21-6 (代 理) 正答率94%	41
H 25-5 (無効と取消) 正答率96%	45
H 18-32 (無効と取消し) 正答率45%	49
H 26-5 (取得時効) 正答率81%	53
H 20-7 (時 効) 正答率96%	57
H 22-7 (占 有) 正答率64%	61
H 18-17 (取得時効における主張立証事実) 正答率84%	65
H 28-5 (時効の援用) 正答率79%	67
H 25-6 (消滅時効) 正答率70%	71

民法  
No.25

H22-9

(配点：2)

月 日

月 日

付合と従物に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 土地を使用する権原のない者が作物の種をまき、これを自ら育てた場合には、生育中の作物の所有権は、種をまいた者に帰属する。
- イ. 所有者を異にする数個の動産が結合して、損傷することなく分離することができなくなった場合には、その合成物の所有権は、主たる動産の所有者に帰属する。
- ウ. ガソリンスタンドが営まれている借地上の店舗用建物に設定された抵当権が実行された場合において、競売手続によりその所有権を取得した者は、抵当権設定時に存した地下タンクの所有権をも取得する。
- エ. 建物の賃借人は、賃貸人の承諾を得て建物に増築を行っても、増築部分が取引上の独立性を有しない場合には、当該増築部分の所有権を取得しない。
- オ. 付合した動産について主従の区別をすることができないときは、各動産の所有者のうち一人又は数人の請求により、裁判所がその所有者を定める。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

No.25	<b>付合と従物</b>	正答率
H22-9	正 解	<b>87%</b>
	2	

ア 誤っている

最判昭 31.6.19。本記述では、無権原の植栽農作物の所有権の所在が問題となる。この点、本記述と同様の事案において、判例は、**土地所有者が所有権を取得する**としている。その理由として、判例は、**無権原の植栽農作物は土地に付合**（242条本文）するということを挙げている。よって、本記述では、無権原で作物の種をまいた後、種をまいた者が自ら育てたとしても作物の所有権は付合により土地所有者に帰属する。内田ⅠP.389～391。佐久間2P.178～179。

イ 正しい

243条前段。「所有者を異にする数個の動産が、付合により、損傷しなければ分離することができなくなったときは、その合成物の所有権は、主たる動産の所有者に帰属する。」。この趣旨は、生じた物の社会経済的価値の保存にある。内田ⅠP.388～389。佐久間2P.185～186。

ウ 正しい

最判平2.4.19。本記述では、借地上のガソリンスタンドの店舗用建物に設定された抵当権が実行されて競落された場合の地下タンクの所有権の所在が誰にあるか、地下タンクがガソリンスタンドの店舗用建物の従物といえるかが問題になる。地下タンクは地上店舗用建物の約4倍もの価値を有すること、地下タンクなしにはガソリンスタンドの営業はできないが、店舗用建物がなくとも営業は可能であることから価値、機能の両面で、地下タンクが店舗用建物に対し従物といえるか疑問だからである。この点、本記述と同様の事案において、判例は、**抵当権設定当時に存在した地下タンクの所有権は競落人に帰属する**としている。その理由として、判例は、地下タンクは「本件根抵当権設定当時借地上の本件建物の従物であ」ということを挙げている。判例の結論に賛成する学説は、その理由として、**抵当権設定当時に存在した従物は370条の「付加して一体となっている物」と考えられる**ということを挙げている。よって、本記述では、ガソリンスタンドが営まれている借地上の店舗用建物に設定された抵当権が実行された場合において、競売手続によりその所有権を取得した者は、**抵当権設定当時に存した地下タンクの所有権をも取得する**。内田ⅢP.396。

エ 正しい

最判昭 44.7.25。本記述では、賃借人が賃貸人の承諾を得て増築を行い、増築部分が取引上の独立性を有しない場合に、当該増築部分の所有権が誰に帰属するかが問題になる。この点、本記述と同様の事案において、判例は、**賃借人が増築について、賃貸人の承諾を受けたとしても、賃貸人たる建物所有者に増築部分の所有権が帰属する**としている。その理由として、判例は、**当該増築部分は建物の「構造の一部を成すもので、それ自体では取引上の独立性を有せず、建物の区分所有権の対象たる部分にはあたらない」として、増築について賃貸人の承諾を受けたとしても242条ただし**

書の適用はないということを挙げている。よって、本記述では、増築部分が取引上の独立性を有せず、建物に付合するため、建物所有者に所有権が帰属するといえ、賃借人は当該増築部分の所有権を取得しない。内田 | P.391～392。百選 | 73 事件。

オ 誤っている

244 条。「付合した動産について主従の区別をすることができないときは、各動産の所有者は、その付合の時における価格の割合に応じてその合成物を共有する。」。この趣旨は、生じた物の社会経済的価値の保存にある。佐久間 2 P.184。

以上により、誤っている記述はアとオであり、したがって、正解は肢 2 となる。

●肢別解答率分析 ※全体正答率が高い中、上位 30%と下位 30%の正答率に開きがある。

分類	肢 1	肢 2	肢 3	肢 4	肢 5
全体	5.4%	86.9%	0.9%	2.7%	4.0%
上位 30%	1.6%	95.0%	0.5%	0.5%	2.3%
下位 30%	9.7%	77.0%	0.9%	6.0%	6.2%

【MEMO】

民法  
No.30

H19-1

(配点：2)

月	日
月	日

意思表示に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。

1. 解除の意思表示は、相手方が了知したときにその効力を生ずる。(改)
2. 意思表示の動機の錯誤は、その動機が相手方に表示されて法律行為の内容となり、もしその錯誤がなかったならばその意思表示をしなかったであろうと認められる場合に重要な錯誤となるが、表意者に過失があったときには、表意者は錯誤による取消しを主張することができない。(改)
3. 第三者の強迫によって意思表示をした場合、意思表示の相手方が強迫の事実を知っているか、知らなかったことについて過失があった場合に限り、表意者は、強迫を理由としてその意思表示を取り消すことができる。
4. 表示と内心の意思とが異なる意味に解されることを表意者自身が知りながらそのことを告げないで意思表示をした場合、それがたとえ婚姻に関するものであっても、意思表示の相手方を保護するため、その意思表示は無効とならない。
5. 当事者が相談の上で売買契約を偽装した場合、買主の相続人が偽装の事実を知らなかったとしても、売主はこの者に対して意思表示の無効を主張することができる。

29改正

No.30	<b>意思表示</b>	正答率
H19-1	正 解	<b>92%</b>
	5	

### 1 誤っている

97条1項。意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。平成29年民法・債権法改正では、改正前民法97条1項から「隔地者に対する」を削除し、意思表示の相手方が隔地者か否かの区別がなくなった。隔地者に対する意思表示と対話者に対する意思表示とで区別する合理的理由はなく、区別の実益に乏しいことがその根拠である。もっとも、改正法下でも、「到達」の意義については、判例（最判昭36.4.20）の、相手方によって「受領され或は了知されることを要するの謂ではなく、それらの者にとって了知可能な状態におかれたことを意味するものと解すべく、換言すれば意思表示の書面がそれらの者のいわゆる勢力範囲（支配圏）内におかれることを以て足るものと解すべき」とする理解が変わらず妥当する。したがって、改正法下でも相手方が了知したときにその効力を生ずるとする点で、本記述は誤っている。佐久間1P.64～65。一問一答P.25。百選125事件。

### 2 誤っている

平成29年民法・債権法改正により、動機の錯誤についても明文化されることになった（95条1項2号・2項）。95条2項は、法律行為の基礎とした「事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り」取り消すことができると規定する。これは、動機の錯誤を理由として意思表示の効力を否定するためには、その動機が意思表示の内容として相手方に表示されていなければならないとする判例（最判昭29.11.26等）の趣旨を反映させたものである。また、改正前民法95条では、錯誤による意思表示の効力を否定するための要件の一つとして、「法律行為の要素」に錯誤があることを挙げていた。また、「要素の錯誤」の意義について判例は、もしその点について錯誤がなかったならば、表意者はその意思表示をしなかったと考えられ（因果関係）、かつ、意思表示をしなかったことが一般取引上の通念に照らして至当と認められる（重要性）場合を指す（大判大7.10.3）としていた。そこで、改正法下では、この判例を踏まえ、錯誤に基づき意思表示がされていたこと（因果関係）と、錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであること（重要性）が要件となることを明らかにした（95条1項柱書）。よって、「重要な錯誤」の意義について因果関係の要件のみを挙げており、重要性の要件を挙げていない点で、本記述前半は誤っている。

また、95条3項柱書は、表意者が意思表示の取消しをすることができない場合として、「錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合」を挙げている。したがって、表意者に過失があったときには、表意者は錯誤による取消しをすることができないとする点で、本記述後半も誤っている。なお、錯誤の規定における重要な改正点として、錯誤の効果が「無効」から「取消し」に変更されたことが挙げられる。それにより、錯誤の場合にも120条～126条の規定が適用されることには今後注意を要する。したがって、本記述は誤っている。佐久間1P.151, 154～163。一問一答P.19～23。徹底解説P.9～11。



### 3 誤っている

詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる（96条1項）。そして、詐欺より強迫の方が表意者を保護すべき要請が大きいので、強迫の場合は第三者の詐欺（96条2項）や善意の第三者の保護（96条3項）の規定を適用しないことにしている。よって、第三者の強迫のケースでは、相手方がそれを知らなくても取り消すことができる。したがって、相手方が強迫の事実を知っているか、知らなかったことについて過失があった場合に限り、表意者は、強迫を理由としてその意思表示を取り消すことができるとする点で、本記述は誤っている。内田 I P.88。佐久間 1 P.165, 174～175。

### 4 誤っている

表示と内心の意思が異なる意味に解されることを表意者が知りながらそのことを告げないで意思表示をした場合、93条1項本文は、真意でないという表意者の内心よりも表示を信頼した相手方の利益を考慮して、その効力を妨げられないとする。しかし、93条は、当事者の意思を尊重すべき婚姻・縁組のような身分行為へは適用されないというのが、通説・判例（仮装の養子縁組について、表示だけで本条により有効になるわけではないとした最判昭 23.12.23）である。したがって、たとえ婚姻に関するものであっても、意思表示の相手方を保護するため、その意思表示は無効としないとする点で、本記述は誤っている。

### 5 正しい

当事者が相談の上で売買契約を偽装した場合、「相手方と通じてした虚偽の意思表示（94条1項）」として原則として無効であるが、この無効は、善意の第三者に対抗することができない（94条2項）。この「第三者」の意義について判例（大判大 9.7.23）は、「虚偽の意思表示の当事者又はその一般承継人にあらずしてその表示の目的につき法律上利害関係を有するに至りたる者を指称する」としており、ここで、一般承継人とは、相続人のように被相続人の権利義務を包括的に受け継ぐ者のことである。よって、本記述における「買主の相続人」は一般承継人であって「第三者」にはあたらないから、この者が偽装の事実を知らなかったとしても、売主はこの者に対して意思表示の無効を主張することができる。したがって、本記述は正しい。内田 I P.52。佐久間 1 P.119～121。

#### ●肢別解答率分析 ※下位 30%は肢 1, 2 で引っ掛かっている。

分類	肢 1	肢 2	肢 3	肢 4	肢 5
全体	3.9%	2.5%	0.8%	1.0%	92.0%
上位 30%	0.4%	0.0%	0.0%	0.4%	99.3%
下位 30%	7.7%	6.7%	2.1%	1.4%	82.0%